



検討の方向性（案）について （既往契約に関する事項）

令和 5 年 5 月 30 日
事 務 局

- 電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第5号。以下「改正法」という。）の施行日（2019年10月1日）以降、新たに「約する」契約（「更新」を含む。）は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。）第27条の3の規定に適合した条件の契約（以下「適合契約」という。）である必要がある。
 - 施行日より前に約された事業法第27条の3の規定に適合していない条件の契約（以下「既往契約」という。）として例外的に認められているものは、次の2種類のものである。
 - ① **不適合拘束条件を約する契約**
違約金1,000円超、期間拘束2年超など電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。）第22条の2の17に定める条件に適合しない提供条件で約する契約。
 - ② **不適合利益提供等を約する契約**
端末購入を条件とする通信料金の割引や通信契約の継続利用を条件とする端末代金の値引き（割賦残債の支払免除）など施行規則第22条の2の16に定める利益の提供に適合しない利益の提供を約する契約。
 - 既往契約については、契約の更新の際に適合契約に移行することが原則であるが、適合契約への移行が不利となるおそれのある利用者も存在するため、これまで「当分の間」の経過措置として、①の不適合拘束条件については、その条件で「更新」することが特例として認められてきた（②の不適合利益提供等については、更新は認められていない。）。
 - 他方で、潜脱行為を防止する観点から、原則として（※）「**変更**」は認められていなかった。
 - ※ 適合契約に移行させるもののほか、利用者利益の保護の観点から、「当分の間」の経過措置として、①の不適合拘束条件に係る規律については、改正法の施行日の前日における提供条件において利用者からの申出により変更することができることとされている範囲内で利用者からの申出により行う変更に限り適用しないとする特例を設けている。
 - こうした制度について、既往契約の早期解消を図る観点から省令改正を行い（※）、以下の規定を追加した。
 - ・ 既往契約（3G契約を除く。）の更新の特例を2023年末をもって廃止する方針を明らかにする規定
 - ・ 既往契約の不適合拘束条件を個別に適合させる変更を可能とする規定
- ※ 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和4年総務省令第3号。2022年1月31日公布・施行）

2021年9月16日 「競争ルールの検証に関する報告書2021」公表

17日 報告書2021での提言を受け、総務省からMN03社に対し要請を发出

- : 総務省による取組
- : 要請を受けた事業者の取組
- : 事業者の自主的な取組

10月1日 NTTドコモが違約金の留保を撤廃
以降、全ての契約の違約金を免除



2022年1月31日 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令の公布・施行

2月 1日 ソフトバンクが約款上で全ての契約の違約金を撤廃

4日 総務省から、改正法施行当時より事業法第27条の3の規律の対象となっている電気通信事業者19社に対し、上記省令の施行を踏まえた既往契約の解消に向けた取組について要請

18日 NTTドコモが約款上で全ての契約の違約金を撤廃

3月16日 ソフトバンクが旧端末購入プログラムの回線契約継続条件を撤廃

4月 1日 KDDIが 約款上で全ての契約の違約金 及び 旧端末購入プログラムの回線契約継続条件 を撤廃

9月30日 KDDIが端末の購入を条件とする通信料金割引に係る不適合利益提供を解消

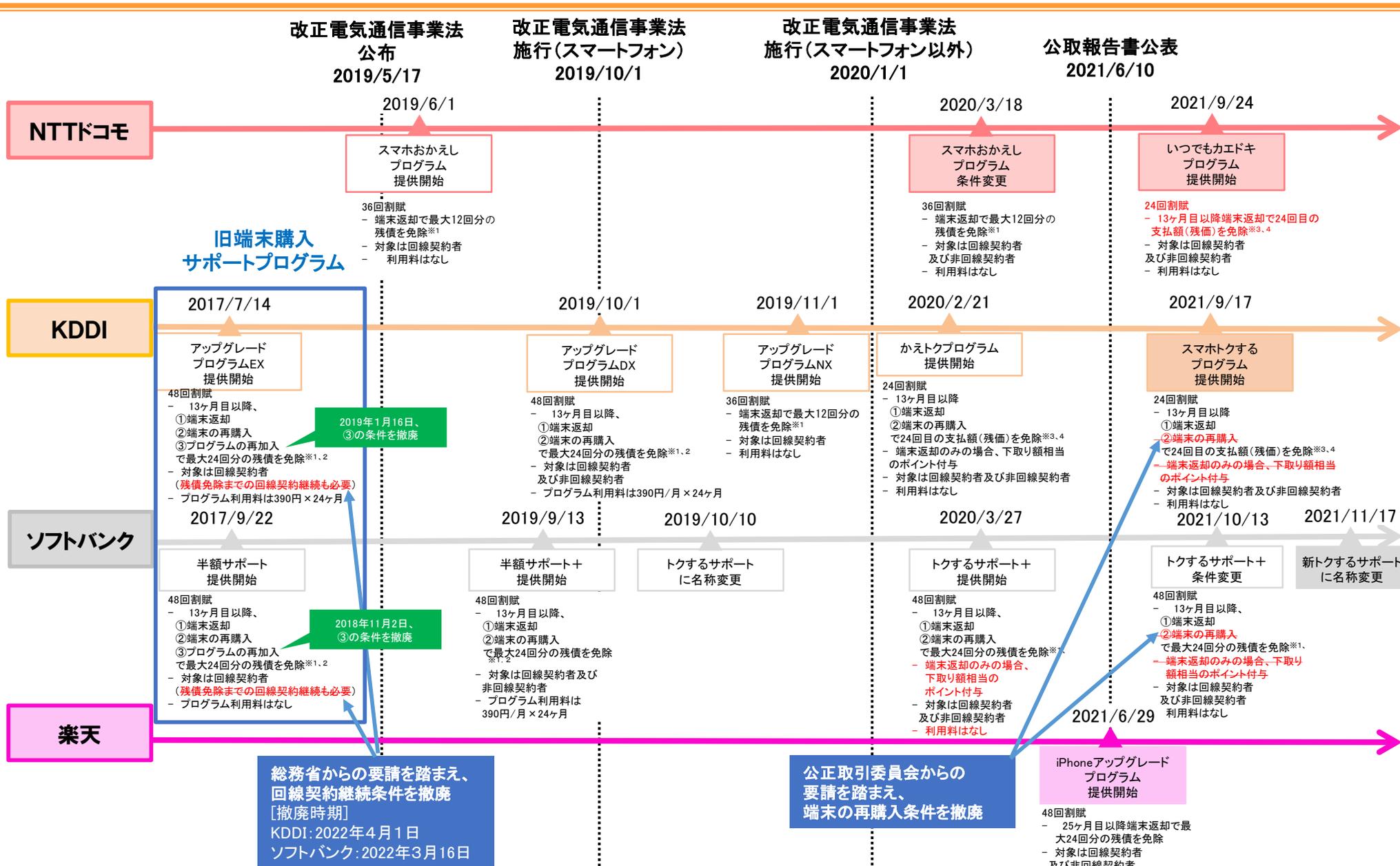
- MNO 3社は、違約金を全て撤廃し、利用者に不利な既往契約は全て解消。
- 不適合利益提供等（端末購入を条件とする通信料金の割引、旧端末購入プログラム）については、2023年9月末までに自然解消が見込まれている。また、不適合拘束条件（上限を超える継続利用割引）については、2023年12月末までに解消が見込まれている。

■：総務省の要請を受けた事業者の取組 ■：事業者の自主的な取組 ■：2023年9月末までに自然解消の見込み

			NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
不適合拘束条件	契約期間2年超 又は 違約金1,000円超	利用者 不利	解消 (違約金留保を含む)	解消	解消
	上限を超える 継続利用割引	利用者 有利		解消	- (元から存在せず)
不適合利益提供等	端末の購入を 条件とする 通信料金割引	利用者 有利	0.01%*	解消	0.1%*
	旧端末購入プログラム	利用者 有利	- (元から存在せず)	11.7%* (回線契約継続条件は撤廃済)	16.1%* (回線契約継続条件は撤廃済)

※ 事業法第27条の3の施行時(2019年9月末)の残存数を100とした時の2023年3月末時点の指数。小数点以下第2位又は第3位を四捨五入。

【参考】各社の端末購入サポートプログラムの変遷



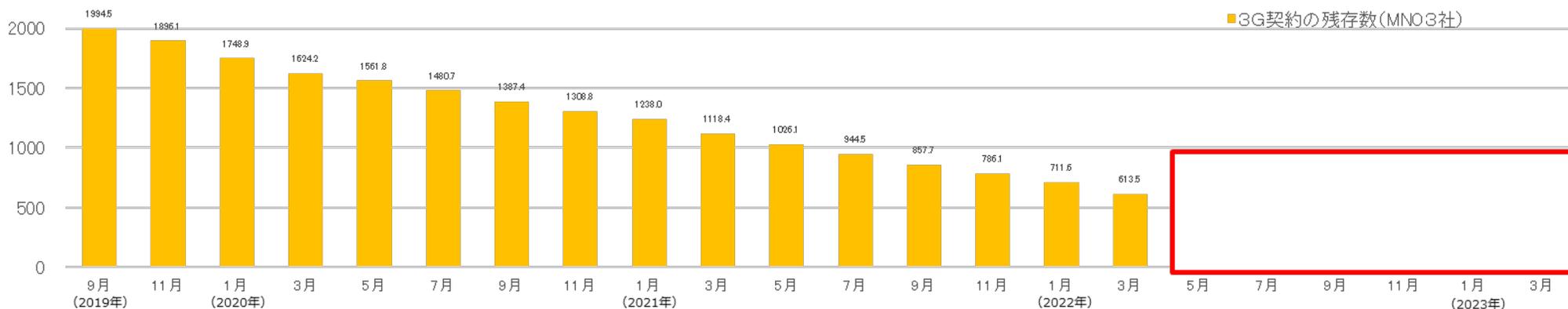
※1 24ヶ月目までに特典を利用する場合にも、24回目までの分割支払金は引き続き支払いが必要。
 ※2 24ヶ月目までに特典を利用の場合には、残月分のプログラム利用料の前払いが必要。
 ※3 23ヶ月目までに特典を利用する場合にも、23回目までの分割支払金は引き続き支払いが必要。
 ※4 残債の再分割後は残債免除申込の当月以降の残債を免除。

- 2022年3月末をもってKDDIが3Gサービスの提供を終了し、2023年3月末時点における事業法第27条の3に不適合な3G契約の残存数は、2社合計で 613.5 件と順調に減少している。なお、ソフトバンクは2024年1月末に、NTTドコモは2026年3月末に3Gサービスの提供終了を予定しており、今後も減少傾向が続くと見込まれている。

事業法第27条の3に不適合な3G契約の残存数

(3社計)

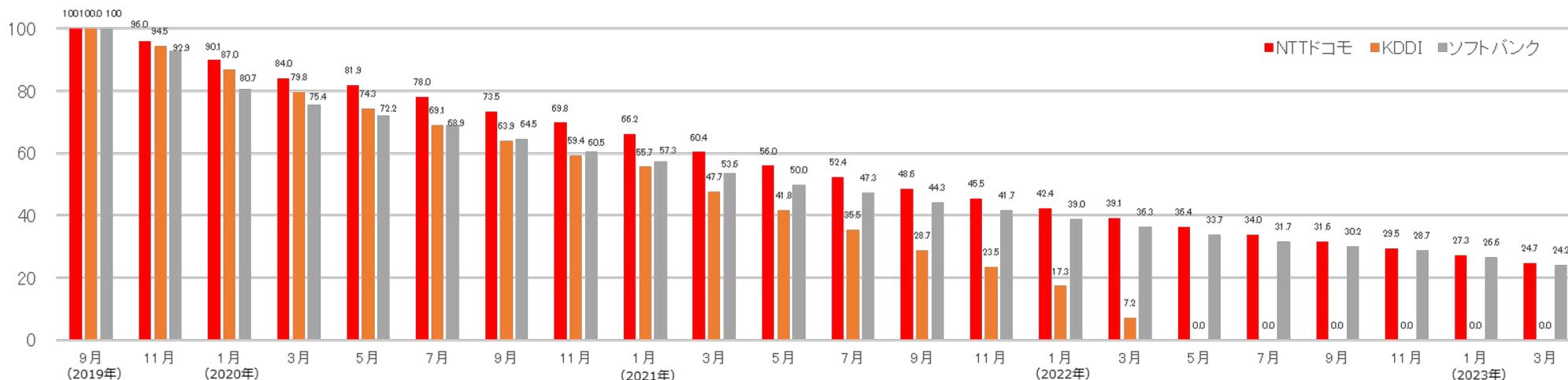
(万件:千件未満切捨て、月末時点)



事業法第27条の3に不適合な3G契約の残存数

(個別)

(2019年9月=100としたときの指数。小数点以下第2位を四捨五入。月末時点)



注1: 2019年9月末時点を基準値(100)とした場合の指数の推移。

注2: 2020年10月以降のKDDIの残存数には、同年10月1日に事業承継を行った「UQ mobile」分は含まない。

出典: 令和元年総基料第129号に基づく報告及び令和4年総基料第153号に基づく報告

○ 事業者からの意見

- 不適合期間拘束について、利用者不利なものは2021年10月に全て解消している。残っているものとしては、一部1年間で1か月分の利用料を超える長期割引を行っているものがあるが、これについては、2023年12月末までに解消すべく進めている。3Gについては、サービス終了に伴って解消する予定となっている。(第42回WG・NTTドコモ)
- 2022年9月30日に不適合利益提供である端末の購入を条件とする通信料金割引が全て解消した。これをもって、全ての既往契約における不適合条件が解消した。(第42回WG・KDDI)
- 大半の既往契約は既に解消している。不適合利益提供である端末の購入を条件とする通信料金割引がまだ少し残っているが、今年9月にはゼロになり、完全に解消する。(第42回WG・ソフトバンク)

(1) 現在の状況

- MNO 3社の既往契約については、極力早急な解消の必要性が指摘されていた事項^(※)や違約金など、**利用者にとって不利な不適合条件は全て解消されている。**

※ NTTドコモ: 違約金の留保、KDDI・ソフトバンク: 旧端末購入プログラムの回線契約継続条件

- 残るMNO 3社の既往契約は、**利用者にとって有利な不適合拘束条件及び不適合利益提供等^(※)**のみであり、これらについても、**NTTドコモは4G契約について2023年12月末までの解消**、3G契約についてサービス終了(2026年3月末停波予定)に伴う解消をそれぞれ目指し、**KDDI(端末購入を条件とする通信料金の割引は2022年9月末で解消済)及びソフトバンクは2023年9月末での解消**を予定しているところである。

※ NTTドコモ: 端末購入を条件とする通信料金の割引、継続利用割引

KDDI・ソフトバンク: 端末購入を条件とする通信料金の割引、旧端末購入プログラム

- MNO 3社以外で事業法第27条の3の規律の対象となっている事業者については、一部で不適合拘束条件を有する契約が残存^(※)しているが、前年同期比で約50%減少しており、今後も**サービス終了等により自然解消**することや、既往契約の更新に係る特例の廃止により**2024年以降に順次解消**することが見込まれている。

※ 4社合計で約9.4万契約(2023年3月末時点)

- なお、3Gサービスについて、ソフトバンクは2024年1月末、NTTドコモは2026年3月末にそれぞれ終了を予定しており、今後も減少傾向が続くと見込まれている。

(2) 今後の方向性

- **総務省**においては、引き続き、各社の既往契約の解消状況を注視するとともに、**不適合拘束条件の解消時期として設定した2023年末をもって、既往契約の更新に係る特例(3G契約に係る部分を除く)を廃止するよう規定の整備を行うことが適当**ではないか。